

## 災害時における石油類燃料供給等に関する協定書

山形県警察（以下「甲」という。）と山形県石油協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における石油類燃料の優先的な供給及び運搬（以下「供給活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において甲の石油類燃料が不足した場合に、乙の組合員が保有する石油類燃料を甲へ優先的に供給するために必要な事項を定め、もって災害警備活動その他警察活動の円滑な遂行を確保することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において、石油類燃料を必要とするときは、乙に対して供給活動を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、乙に対し、石油類燃料の供給活動要請書（別記様式）を交付することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請することができる。

3 甲は、前項ただし書の規定により要請した場合は、事後速やかに石油類燃料の給油活動要請書を乙に交付するものとする。

### （実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙の組合員の給油取扱所その他場所において、甲に対し、可能な限り優先的に供給活動を行うよう乙の組合員に指示するものとする。

2 前条第1項の規定による要請に基づき乙の組合員が石油類燃料を供給する場合は、甲は、可能な限り警戒員を配置するものとする。

### （費用の負担）

第4条 前条第1項の規定により、乙の組合員が供給した石油類燃料の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

### （連絡責任者）

第5条 この協定の円滑な実施を図るため、甲と乙は、協定締結後速やかに連絡責任者を選定し、相互に連絡するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に連絡するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定は締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号

山形県警察本部長 世取山



乙 山形市北町二丁目5番26号

山形県石油協同組合理事長 遠藤靖彦



別記様式

備 二 第 号  
平成 年 月 日

山形県石油協同組合  
理 事 長 様

山 形 県 警 察 本 部 長

石油類燃料の供給活動要請書  
災害時における石油類燃料供給等に関する協定に基づき、次のとおり要請します。

記

| 要 請 日 時   | 平成 年 月 日 ( ) 午前・後 時 分 |
|-----------|-----------------------|
| 要 請 内 容   |                       |
| その他参考事項   |                       |
| 連 絡 担 当 者 |                       |